

足利事件のDNA鑑定

冤罪を証明もし、作りもする鑑定

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

1990年、足利市で四歳の娘が殺害された事件で、無期懲役判決を受け、服役していた受刑者（菅家利和さん）が無実であったことがDNA鑑定のやり直しによって明らかになりました。

菅家さんは6月4日、17年半ぶりに釈放され、記者会見で、事件当時の刑事や検察官を厳しく批判しました。言葉には出さずとも、有罪判決を下した裁判官たちに対して深い憤りを持ち続けていたことでしょう。

菅家さんの冤罪を証明したDNA鑑定ですが、皮肉なことに、逮捕当時の鑑定技術では、彼に罪を押しつける決定的な証拠として使われていました。

☆☆☆

……真実は一つしかない。私は無実である。人々の目から見て明らかに冤罪とわかる本件の真実に対して、誤った地裁、高裁判決を最高裁は正すことなく棄却した。私はこの棄却を裁判所への落胆と大きな怒りをもって受け止める。棄却に対するこの怒りは決して衰えることはないし、真実は必ず再審にてこの暗闇を照らすであろうことを信じて疑わない。真実は無実であり、これはなんら揺らぐことはない。……

まるで菅家さんの言葉のようなコメントですが、これは、2008年10月28日に福岡拘置所で死刑が執行された久間三千年さんが遺したものです。その年の夏、死刑廃止運動団体によるアンケートへの回答の一部です。

久間さんは1992年に起こった飯塚2女児殺人事件で、やはり当時のDNA鑑定を決定的な証拠として死刑判決を受けた後、一貫して無実を主張し再審を準備しながらもかなわぬまま、森英介法相によって死刑が執行されたのです。

もし、足利事件の結論がもっと早く出ていたら、あるいは久間さんの執行が延期されていたら、法務大臣は久間さんを執行することはしなかったでしょう。

冤罪を主張し、鑑定のやり直しを求めている死刑囚は少なくありません。しかし、多くの場合、その材料が残っていないという理由で認められません。

☆☆☆

裁判員制度が始まりました。裁判員としてどんなに中立公正であろうと努めても、鑑定の結果がこうだった……と説明されれば、それをも疑うことは困難です。それは職業裁判官だって同じでしょう。しかし、足利事件は、職業裁判官も、科学的なはずの鑑定も誤ることを示しました。

足利事件の経緯は、私たちの社会は死刑を担えるほど誤りないものなのかと、考え直すことを迫っています。